

令和4年6月 遊佐町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日程 令和4年6月24日(水) 午後2時00分～午後4時00分

2. 場所 遊佐町役場 第4会議室

3. 会議に付した議案

- | | |
|-------|--|
| 報告事項1 | 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について |
| 報告事項2 | 農地法第18条第6項の規定による通知受理について |
| 報告事項3 | 賃借料変更通知書の受理について |
| 報告事項4 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について |
| 議第8号 | 非農地証明願いについて |
| 議第9号 | 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について |
| 議第10号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議第11号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について |
| 議第12号 | 遊佐農業振興地域整備計画の変更について |
| 議第13号 | 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について |

4. 出席委員 (16名中11名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広					4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博		
9	鈴木一弥			11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建			15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (5名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	三浦祐輝	3	荒生あや子	8	菅原幸男	10	榊原一男
14	鈴木寿一						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、遠藤史貴主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、時間少々早いのですが、今日ご出席いただく予定の方々が全員お揃いになりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>遊佐町農業委員会 6 月定例会を開催します。</p> <p>初めに、本日の出席状況の報告ですが、榊原懲罰委員長及び三浦懲罰副委員長が欠席しておりますので、事務局よりご報告いたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局係長	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>委員 16 名中、欠席委員 5 名、出席委員 11 名で過半数の農業委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	<p>お忙し中、大変ご苦勞様です。今の時期ですと、草刈り、培土の時期になります。農作業は十分気をつけて行ってください。また、新型コロナウイルス感染症ですが、最近 100 人を割っているということがあるようですが、また少し増えているように聞いているので各自十分気を付けていきましょう。</p> <p>それから今年に入り政府で、5 年間水張りをしない農地には補助金をカットする話もありました。JA、他の団体から抗議の連絡が行っているようです。中山間を守ろうということで、見送る決議をしております。</p> <p>それでは本総会に提出しました案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 1 番齋藤勝広委員、4 番高橋敬委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の遠藤主事を指名します。</p>
事務局	<p>事務局より 1 点報告します。議事につきまして第 13 号議案の追加があったため、別紙を配布しております。内容につきましては議第 9 号の後、説明します。</p>
議長	<p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>

事務局

ご説明いたします。

報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 9 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。

番号 13 計 4 筆、852 m²

番号 14 計 2 筆、625 m²

番号 15 計 12 筆、33,571 m²

番号 16 計 6 筆、16,774 m²

番号 17 1,616 m²、1 筆のみ

番号 18 計 6 筆、7,691 m²

番号 19 78 m²、1 筆のみ

番号 20 計 6 筆、14,477 m²

番号 21 計 11 筆、5,169 m²

以上 9 件、全て相続による所有権の取得です。

続きまして、報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前 6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。

それでは、個別に説明していきます。

番号 5 1,101 m²、一筆のみ

報告事項 4 に関わる解約となっております。詳細については報告事項 4 で説明します。

番号 6-1、6-2 3521 m²、一筆のみ

現在、法人に預けている土地について解約し使用貸借とするために行う解約となっております。内容につきましては議第 13 号で説明します。

続きまして、報告事項 3. 賃借料変更通知書の受理について

番号 4 計 5 筆、12,850 m²

貸人と借人の間で賃借料を参考賃借料に変更したいとの申し出があったため受け付けたものとなります。

続きまして、番号 5-1、5-2 から番号 7-1、7-2 については借人が法人になっている土地についての案件です。これらの土地について、現在土地が荒れているため耕作できるように整備する間、金額を変更するものであります。

番号 5-1、5-2 計 11 筆、12,820 m²

番号 6-1、6-2 計 8 筆、23,504 m²

番号 7-1、7-2 は番号 6-1、6-2 と貸人が同じですが、相続登記が済んでいないため別番号となっております。

番号 7-1、7-2 2,085 m²、1 筆のみ

報告事項 3 については、以上になります。報告事項 4 に関しては、事務局係長より報告いたします。

それでは、報告事項 4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について説明いたします。

この報告事項については、登記官照会に対する回答というものであります。登記地目が農地の場合、農地以外の地目に変更するときには、本来農地転用の手続きを経て、転用許可書を持参して法務局で地目変更登記を申請する必要があります。

	<p>しかし、農地転用の許可を得ないで、転用許可書を持参しないで地目変更登記申請を行った場合、登記官から農業委員会に対して、「農地から農地以外へ地目変更登記申請が出されましたが大丈夫ですか」というような照会がきます。これを登記官照会とっております。</p> <p>照会される詳細な事項は、1. 土地の現況が農地であるかどうか、2. 転用許可がされているかどうか、3. 転用許可を得ないで土地の現況を非農地に変更しているときは、原状回復命令が発せられる見込みがあるかどうか、4. 建物の建築の制限等の規制がされている区域内の土地かどうか、これは都市計画区域かどうか、5. その他参考事項、ということで、これらのことを 2 週間以内に登記官に回答しなければなりません。登記官照会が届きますと、農業委員による現地調査を実施して回答書を作成し、登記官に送るという流れになります。</p> <p>2 週間以内に登記官に回答しなければならないため、総会に諮る時間がありませんので、総会の議決を経ないで回答し、直近の総会にて報告をしております。</p> <p>以上が登記官照会についての説明になりますが、続きまして今回の案件について説明いたします。補足説明資料は 1 ページからご覧ください。登記官からの照会書、事務局長名での回答等を添付しております。</p> <p>番号 1 のみ 1,101 m² です。</p> <p>照会地は、農業振興地域内の農用地区域外、都市計画区域外、土地改良事業受益地内で、時期は不明ですが昔、田として使用していた時期もあったようです。しかし日当たりが悪いうえに石もあり、継続して耕作できないことから荒れてしまったとのこと。そこで、耕作放棄地となっていた照会地に平成 22 年頃からヤギを繁殖用として飼育し始め、農地転用の許可を得ないまま現在に至っております。</p> <p>5 月 25 日付けで法務局酒田支局から照会があり、6 月 2 日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、菅原幸男委員の 3 名で現地調査を行いました。隣接する農地もなく、復元しても農地として継続利用できないと判断し、原状回復命令は行わないとして 6 月 2 日付けで法務局酒田支局に回答しております。説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。 (15 番伊原ひとみ委員長が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ委員長	<p>6 月 17 日に、第 2 会議室で委員 7 名全員が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 9 号と議第 11 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 8 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書・朗読説明)</p>

議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明申し上げます。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 5 ページからご覧ください。 番号 2 82 m² です。 申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、平成 5 年に隣接地に住宅を新築する際、一緒に盛土造成し、一体の敷地として当時から使用しておりました。現在は物置が建築されております。農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。固定資産税も宅地で課税されております。 17 日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、榊原部会員の 3 名で現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。 以上 1 件について、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思っております。以上です</p>
議長	<p>それでは、番号 1 について、11 番高橋正樹部会長から現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番高橋正樹部会長	<p>それでは報告いたします。審査基準書の 1 ページ、2 ページをご覧ください。今係長が言った通りなのですが、自宅の敷地の一部に平成 5 年に建てた車庫となっていました。農地への復元は無理で固定資産税も宅地で課税されていることから許可相当と思われれます。以上です。</p>
議長	<p>次に 12 番大谷進一副部会長からも現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番大谷進一副部会長	<p>報告します。部会長から話がありました通り私も許可相当と思っております。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。ご意見等ございますか。</p>
議長	<p>それでは、無いようなのでここで質疑を終了し採決いたします。 議第 8 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 8 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第 9 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>

事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条による貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。詳細について、説明していきます。</p> <p>番号1 計2筆、7,877㎡</p> <p>現地調査は荒生委員に依頼しておりましたが、本日欠席ですので私から報告させていただきます。</p> <p>譲受人は、そば生産組合の会長をされている方とのことでした。そのため、借り受ける田についても、蕎麦の作付けを計画しているということでした。そば生産組合の会長をされているということ、既に他の農地でも蕎麦の作付けが問題なく行われていること等から、蕎麦の作付けをするということに関して、十分に適正があると考えます。</p> <p>また、調整委員会で、田の賃料ですが、一反当たり金額が4,000円と田んぼにしては低すぎるかなとの意見も出ましたが、対象の土地については、山の方の農地である等条件があまりよくなく、周辺では一反歩当たり2,000円で貸借が成立しているところもある等の点を踏まえると、そこまで相場からかけ離れた金額ではないと考えられるので、この金額で問題ないかと思えます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と、委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。何かご意見等ございますか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第9号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第9号 農地法第3条の規定による貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第13号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、を繰り上げて審議します。事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書朗読・説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いします。
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は別紙の次のページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。それでは、説明します。</p> <p>番号3は親子間での使用貸借契約となっております。</p> <p>番号3 3,521㎡、1筆のみ</p> <p>期間は11年と6ヶ月です。</p> <p>報告事項2、番号6-1、6-2に係る解約に伴う、利用権の設定となっております。貸人が農業者年金の受給者であるため、借人に利用権の設定を行い農業者年金の受給に影響が出ないように設定を行うものであります。事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 13 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願い致します。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>では、詳細説明お願い致します。</p> <p>(事務局員が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 4 ページから、補足説明資料は 8 ページからご覧ください。</p> <p>番号 1 の申請者は先程、非農地証明願いを申請された同じ方となります。</p> <p>番号 1 180 m² です。</p> <p>申請理由は作業場及び物置の建築のためです。</p> <p>申請地は、集落の東部に位置し、都市計画区域外、農振農用地区域外、土地改良事業受益地内の農地であります。おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第 1 種農地と判断されますが、隣接する居住地と一体の敷地として盛土造成されております。</p> <p>自身が所有する自動車の修理作業場と物置を建築するため、転用許可申請されたものです。日常生活上必要な施設で集落に接続して設置するため、やむを得ないものと認められます。資金も残高証明により確認して現実性があり、許可相当と考えます。</p> <p>17 日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、榊原部会員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。以上です。</p>
議長	それでは、11 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹部会長	<p>はい、それでは報告いたします。先程、議第 8 号で出てきた土地と昔は、1 枚の同じ田んぼだったのですが、分筆して住宅と車庫を建てて、今回はその残ったところに自動車修理作業場を建てたいということでした。両隣が住宅に囲まれていて作業場が建ったとしても、周りに影響がないと思われることから許可相当と思われれます。以上です。</p>
議長	次に、12 番大谷進一副部会長より現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一副部長	<p>はい、報告いたします。ただいま部会長から説明がありました通り、私も何ら問題なく許可相当と思います。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。何かご意見等ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p>

	<p>議第 10 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局員が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申致します。審査基準書は 8 ページからご覧下さい。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳につきまして、(1) 所有権移転は 1 件、(2) 利用権設定は新規設定が 2 件、再設定が 1 件、(3) 利用権移転につきまして今回申請はありません。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別に説明します。</p> <p>(1) 所有権移転について</p> <p>番号 2 計 9 筆、23,259 m²</p> <p>譲渡人は公益財団法人で、譲受人は個人です。</p> <p>総額 13,952,000 円の売買による所有権移転です。</p> <p>現地調査は大谷委員に依頼しておりましたので、この後報告をお願いします。所有権移転についての説明は以上です。</p> <p>続きまして、利用権設定について説明します。</p> <p>審査基準書は 9 ページへお進みください。</p> <p>それでは、順番に説明します。</p> <p>番号 14 は、同一人と再設定です。</p> <p>番号 14 計 5 筆、8,334 m²</p> <p>期間は 5 年と 6 ヶ月であります。</p> <p>続きまして番号 15 は新規設定です。</p> <p>番号 15 計 4 筆、1,486 m²</p> <p>金額は 22,290 円で、期間は 1 年間となっております。</p> <p>今回設定する土地について、これまで相対での契約となっておりますが、基盤強化法による売買を目標にして、その前段階として、今回新規に利用権設定を行うものです。これまで相対で作っていたため、農作業に関する実績には特に問題ないかと思えます。</p> <p>続きまして、番号 16 は新規の設定ですが、平成 29 年 3 月 1 日に借人の母と貸人の父の間で利用権設定をしていたのですが、その経営移譲となる契約となっております。</p> <p>番号 16 計 2 筆、1,539 m²</p> <p>金額は 24,845 円で、期間は 5 年です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>それでは、(1)所有権移転の番号2について、12番大谷進一委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
12番大谷進一委員	<p>はい、報告します。6月14日現地を確認した後に譲受人と話しをしました。審査基準書の譲受人の住所は当該農地とは別の集落になっていますが、元々は当該農地近くの集落出身で、そこでご両親と一緒に大規模に農業経営をしながら規模の拡大を進めており、今回は当該農地を求めるといことです。</p> <p>田んぼも非常によく管理していましたし、これからも水田を中心とした農作業をするという話をしてまいりました。なんら問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>事務局説明、現地調査報告に対して何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(12番大谷進一委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
12番大谷進一委員	<p>補足ですが、今回は2町3反歩の所有権移転ですが、今年の秋には残りの譲渡人が処分するという田んぼを今回は相対で譲受人が耕作して、秋に残りの田んぼを購入するという話も決まっているということでした。特例の1,500万控除のために今回2回に分けて売買するという話でした。以上です。</p>
議長	<p>質問、意見ありませんか。</p> <p>(4番高橋敬委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
4番高橋敬委員	<p>教えてください。18ページの14番、同じ地番が2つ並んでいますが枝番とかはつかないのですか。どういう登録になっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、1筆が2,436㎡と152㎡に分かれています。2,436㎡の方は、賃借料15,000円で、152㎡は0円です。152㎡には建物が建っているのので、実際に農地として使うのは2,436㎡のみなので、今回こういう表記になっています。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(12番大谷進一委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
12番大谷進一委員	<p>利用権設定15番は新規の設定で、先程事務局からも話がありましたが、補足させてもらおうと、4月に貸人の所有する全ての農地を手放したいということで、借人の父がいまままでの耕作者でしたが、その方に買ってもらえないかと話したところ、「オレは買わないので、息子に話してみてください」とのことで、今回、売買を前提とした利用権設定をその息子さんである借人と結ぶことになりました。秋の売買成立に向けて話を進めています。</p>
議長	<p>番号15に関しては、売買を前提とした新規契約ということですね。他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、これらの件については原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に議第12号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>

議長	<p>それでは、詳細説明お願い致します。 (事務局員が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局員	<p>それでは説明いたします。審査基準書は10ページから、補足説明資料は18ページからご覧ください。議案書の19ページの下段に、意見依頼書を掲載しております。</p> <p>番号1 農用地区域より除外しようとする土地は、計4筆 772㎡です。変更理由は、寺院駐車場整備のためです。</p> <p>申請地は、都市計画区域外、土地改良事業受益地内で、集落の北東部に位置しております。寺院駐車場整備のために農振除外したいということで申請されたものです。</p> <p>農振法第13条第2項では、農用地区域から除外する要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他に代替する土地がないこと、 2. 農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと、 3. 農地の利用集積に支障を及ぼさないこと、 4. 農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと、 5. 土地改良事業から8年以上経過していること、 <p>以上の全てに該当する必要がありますが、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>17日に、高橋正樹部会長、大谷進一副部会長、菅原幸男委員の3名で現地調査を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>それでは、11番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願い致します。</p>
11 番高橋正樹部会長	<p>はい、それでは報告いたします。場所としては集落にある工業所の北側に位置しています。当該農地は申請者の母親の名義で今まで手が回らず草だらけの自己保全型という転作をやってきたそうです。そこで、申請者は住職で、そこのお寺の駐車場がないということから、当該土地を駐車場として管理していこうとしたそうです。その方が周りへの影響、環境を考えると良いと思い見てきたところでした。よって問題はないと思います。因みに今まで駐車場がないので近所の工業所の駐車場とか、道路に車を停めていたそうです。以上です。</p>
議長	<p>次に、12番大谷進一副部長より現地調査の報告をお願い致します。</p>
12 番大谷進一副部長	<p>報告します。ただ今部会長から話がありました通り、私も駐車場の件でなんら問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>ご意見等ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第12号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、変更事由相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p>

	無いようですので、これで6月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。
--	---